

入園のしおり

認可保育園・認定こども園（2・3号認定）・地域型保育事業

【令和8年4月入園申込受付期間】

市内の保育施設を 希望する方	令和7年10月27日（月）～ 令和7年11月21日（金） <u>（ただし、下記※4の期間で日曜及び夜間の臨時窓口を設置）</u>
締切日以降に出産予定 で生後57日目からの保 育を希望する方	上記申込受付期間と同じです。

- ※1 FAXでは受け付けておりません。申請書類の写しが必要な場合は、事前にご自身でコピーしてください。受付済みの書類はお返しできません。
- ※2 郵送申請は、11月21日（金）の消印有効です（特定記録郵便で送付してください）。
- ※3 電子申請は、11月21日（金）23時59分までにアップロードが完了したものまでが有効です。
- ※4 窓口申請は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。ただし、臨時窓口として、日曜窓口及び夜間窓口を行います。
- 日曜窓口…令和7年11月9日（日） 午前9時から午後1時まで
- 夜間窓口…令和7年11月19日（水） 午後5時から午後8時まで
- 受付場所：狛江市役所3階 子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当
- ※5 上記時間以外の受付はできません。

結果発送予定日 令和8年1月26日（月）

- ※内定の有無にかかわらず通知書をご自宅宛に送付します。
- ※通知書到着までの間、お電話等での結果問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

データ版のしおりや各種申請書様式はこちら

【QRコード】



QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞令和8年度保育施設入園申込関連書式）

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標登録です。

【目 次】

令和8年度 年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧.....	3 -
令和8度の主な変更点.....	4 -
保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）と必要量.....	5 -
◆保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について.....	5 -
◆保育の必要量について	5 -
市内保育施設・事業の種別（令和8年4月1日時点）	6 -
市内保育施設・事業案内図.....	7 -
狛江市に入園（利用）を申込む保育施設・事業一覧.....	8 -
保育施設・事業の定数（令和8年4月1日現在）（単位：人）	9 -
1 入園の申込みができる方.....	10 -
保育園へ入園できる基準（保育の必要性の事由）	10 -
入園日の前日までに狛江市に転入予定のない方.....	10 -
育児休業取得中の方.....	10 -
クラス年齢について.....	11 -
2 提出書類.....	11 -
書類の提出に係る注意事項.....	11 -
必須書類	12 -
該当する方のみ必要な書類.....	14 -
3 申込みから入園までの流れ.....	16 -
はじめに：狛江市内にお住まいの方へ.....	16 -
市外にお住まいの方へ.....	16 -
（1）仮申請※新年度（4月入所のみ。全員必須。）	17 -
（2）本申請（申込）	18 -
（3）利用調整会議.....	19 -
（4）結果通知.....	20 -
（5）健康診断・面接.....	20 -
（6）入園.....	20 -
4 保育の実施期間.....	21 -
5 保育時間.....	21 -
6 延長保育.....	21 -
7 利用者負担額（保育料）（0～2歳児クラス）	22 -
（1）利用者負担額等の滞納処分.....	22 -
（2）その他注意事項.....	22 -
8 給食費.....	22 -
9 入園後のお願い.....	23 -
（1）届出について.....	23 -

(2) 育児休業を取得する方へ.....	- 23 -
(3) 転園申込みについて.....	- 24 -
(4) 継続審査（家庭状況報告書）について.....	- 24 -
10 その他.....	- 25 -
(1) 障がい児統合保育について.....	- 25 -
(2) アレルギー対応について.....	- 25 -
(3) 医療的ケアについて.....	- 25 -
(4) 宗教食について.....	- 25 -
(5) 一時預かりについて.....	- 25 -
(6) こども誰でも通園制度について.....	- 26 -
(7) 認可外保育施設について.....	- 26 -
(8) 病児保育について.....	- 27 -
11 保育所等利用調整基準指数表.....	- 28 -
12 調整指数表.....	- 30 -
13 保育施設・事業の申込みについてよくある質問.....	- 32 -
14 保育施設紹介（別冊）	- 34 -

令和8年度 年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧

入園日	申込受付期間	利用調整会議日
5月1日	3月13日（金）～ 4月13日（月）	4月15日（水）
6月1日	4月14日（火）～ 5月13日（水）	5月15日（金）
7月1日	5月14日（木）～ 6月11日（木）	6月15日（月）
8月1日	6月12日（金）～ 7月13日（月）	7月15日（水）
9月1日	7月14日（火）～ 8月12日（水）	8月14日（金）
10月1日	8月13日（木）～ 9月11日（金）	9月15日（火）
11月1日	9月14日（月）～ 10月13日（火）	10月15日（木）
12月1日	10月14日（水）～ 11月11日（水）	11月13日（金）
1月1日	11月12日（木）～ 12月11日（金）	12月15日（火）
2月1日	12月14日（月）～ 1月13日（水）	1月15日（金）
3月1日	1月14日（木）～ 2月10日（水）	2月15日（月）

※ お申込みいただくと、年度内（令和9年3月1日入園分の利用調整会議）までは申込みを取り下げない限り有効となり、内定が出るまで毎月の利用調整対象となります。

※ 令和9年度4月以降の利用調整には別途お申込みが必要です。

令和 8 度の主な変更点

令和 8 年 4 月入園申込みから適用される主な変更点をお知らせします。

詳細は各ページ及び様式に記載されている内容をご確認のうえ、お申込みください。

お子様の出産前にお申し込みをされる場合の提出書類について

本市では、4 月 1 日付け入所申込に限り、申込日時点で未出生のお子様の入所申込を受け付けます。ただし、申込における条件をご確認いただくため、申込日時点で未出生のお子様に係る 4 月 1 日付け申込をされる方は、必ず『出産前申込に係る確認書』も併せてご提出ください。

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）と必要量

◆保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

教育・保育給付認定とは、保育園や認定こども園、事業所内保育事業等の地域型保育事業を利用する場合に必要な手続きで、保育の必要性や必要量を判定するものです。教育・保育給付認定は、保育園等入園申込と同時の手続きとなりますので、別途手続きの必要はありません。認定は、下表のとおり3つの区分に分かれます。

区分	認定基準	対象等
1号認定	教育標準 時間認定	児童が満3歳以上で、教育を希望される場合 【利用先】認定こども園（幼稚園枠）、新制度の幼稚園
2号認定	満3歳以上 保育認定	児童が満3歳以上で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 【利用先】保育園、認定こども園（保育枠）
3号認定	満3歳未満 保育認定	児童が満3歳未満で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 【利用先】保育園、認定こども園（保育枠）、地域型保育事業

※狛江市には令和8年4月1日現在、新制度に移行する幼稚園はありません。

※「保育の必要性の事由」については、10ページをご参照ください。

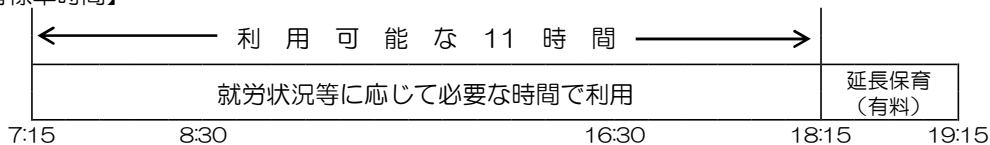
◆保育の必要量について

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

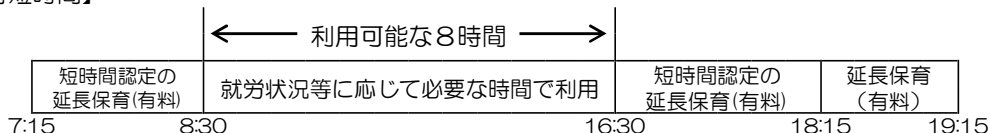
保育標準時間	・1日11時間の枠の中で必要に応じて保育を利用
保育短時間	・1日8時間の枠の中で必要に応じて保育を利用 ・保育施設入園後に弟妹の育児休業を取得された場合

保育利用時間のイメージ（公立保育園の例）

【保育標準時間】



【保育短時間】



※1 市内保育施設では、保育短時間の利用可能な保育時間は8時30分～16時30分としています。

（施設により保育短時間の利用可能時間が異なる場合がございます。各施設にご確認ください。）

※2 開所時間や延長保育時間、月齢に応じた利用可能時間は各施設で設定しています。

詳しくは最終ページの保育施設紹介でご確認ください。

※3 保育短時間の延長保育料は公立15分150円です。私立は各園にご確認ください。

市内保育施設・事業の種別（令和8年4月1日時点）

	施設種別	施設数	対象年齢	保育時間	延長保育	土曜日開所	食事	保育料		入園 (利用) 申込先
								月額	納付先	
施設型給付 対象施設	市立保育園	4	0歳～5歳	11時間	有り	有り	給食	市の定める金額 (無償化対象児童を除く)	市	市
	私立保育園	16	0歳～5歳 ※3歳までの園あり		各施設による					
	私立認定こども園 (保育認定枠)	1	0歳～5歳		有り					
地域型 保育事業	小規模保育事業	4	0歳～2歳 ※各施設による	各施設による	各施設による	給食	各事業者が 設定した額	施設		
	事業所内保育事業 (地域枠)	1			無し					有り
認可外 保育施設	認証保育所	2	各施設による	13時間以上	-	有り	弁当持参	42,000円		施設
	家庭福祉員	2	0歳～2歳	8時間	無し	無し				

◆市へ入園（利用）を申込む保育施設・事業について

認可保育園 ①～⑳（番号は次ページの施設・事業一覧）

国の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たす保育施設で、児童福祉法に基づく施設です。運営は国や都、市の公費や保育料等でまかなわれています。

認定こども園 ㉑

幼稚園と保育園両方の機能を併せ持った教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域における子育て支援を行う機能も備えています。

地域型保育事業 ㉒～㉔

子ども・子育て支援新制度において創設された2歳児クラスまでの児童を保育する新たな認可保育事業です。1か月の利用者負担額（保育料）は、認可保育園等と同じく世帯の市区町村民税所得割額により算定します。受入年齢に制限があるため、卒園後の認可保育園等への転園に当たっては、優先的に利用調整されます。

小規模保育事業	6～19名の定員で家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。定員や児童1人あたりの面積等の基準により、A型、B型、C型の3類型に分かれます。
事業所内保育事業	会社等事業所の保育施設等で、従業員の子どものだけでなく地域の子どもと一緒に保育を行います。

認可外保育施設 ㉕～㉗

児童福祉法上の保育所に該当するものの、認可を受けていない保育施設であり、東京都へ届出を行っているものです。

市内保育施設・事業案内図



市内保育施設・事業一覧

市立保育園施設事業一覧				認定こども園施設事業一覧						
区分	施設・事業名			区分	施設・事業名					
市立保育園	①	藤塚保育園		私立保育園	⑤	多摩川保育園				
	②	駒井保育園			⑥	狛江保育園				
	③	駄倉保育園			⑦	狛江子どもの家				
	④	三島保育園			⑧	虹のひかり保育園				
私立保育園				⑨	ぎんきょう保育園		認定こども園	⑩	東野川保育園みんなの家	
				⑪	ベネッセ狛江南保育園			⑪	パイオニアキッズ西野川園	
				⑫	めぐみの森保育園			⑫	さつき家庭保育室	
				⑬	いずみ保育園			⑬	一の橋赤ちゃんの家	
				⑭	グローバルキッズ狛江園			⑭	フレンドキッズランドこまえ	
				⑮	アスク岩戸北保育園			⑮	狛江すずらん保育園	
				⑯	アスク岩戸北保育園			⑯	ヤクルト狛江あいあい保育園	
				⑰	アスク岩戸北保育園			⑰	アスク岩戸北保育園	
				⑱	アスク岩戸北保育園			⑱	アスク岩戸北保育園	
				⑲	アスク岩戸北保育園			⑲	アスク岩戸北保育園	
				⑳	アスク岩戸北保育園			⑳	アスク岩戸北保育園	
育 証 保 所	⑳	一の橋こどもの家		社 会 福 祉 員	㉑	㉑の幼稚園枠、㉒の従業員枠及び㉓～㉔は、園へ直接お申し込みください。				
㉒	木下の保育園 狛江		㉓	柳沢 芳子		㉔	白川 佳子			

狛江市に入園（利用）を申込み保育施設・事業一覧

認可保育園

	保育園名	住 所	電 話	受入年齢	延長保育
市立 ※ 2	①藤塚保育園 ※ 1	和泉本町 4-7-35	3489-2835	満 6 か月～小学校就学前	○
	②駒井保育園	駒井町 2-28-6	3480-9361	生後 57 日目～小学校就学前	○
	③駄倉保育園	岩戸北 3-20-2	3489-5415	生後 57 日目～小学校就学前	○
	④三島保育園	東野川 1-32-2	3488-3898	生後 57 日目～小学校就学前	○
私立	⑤多摩川保育園	西和泉 1-5-1	042-483-4667	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑥狛江保育園	西野川 4-12-1	3480-0069	満 6 か月～小学校就学前	×
	⑦狛江子どもの家 ※ 3	和泉本町 1-36-4	3488-1231	生後 57 日目～3 歳児	○
	⑧虹のひかり保育園	東和泉 1-32-18	5761-2737	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑨ぎんきょう保育園	東和泉 1-34-25	3430-5822	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑩東野川保育園みんなの家	東野川 4-9-7	3430-8778	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑪ベネッセ狛江南保育園	岩戸北 3-23-8	5761-2471	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑫めぐみの森保育園	中和泉 3-12-6	3480-4448	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑬いずみ保育園	岩戸北 1-1-12	3480-0598	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑭グローバルキッズ狛江園	中和泉 3-19-14	3430-7400	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑮アスク岩戸北保育園	岩戸北 3-3-23	5761-2771	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑯狛江ちとせ保育園	東和泉 1-35-10	3488-1281	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑰駒井町みんなの家	駒井町 3-36-1	3480-1106	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑱いずみの森保育園	元和泉 1-10-10	5761-7747	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑲木下の保育園 元和泉	元和泉 1-19-4	5761-4788	生後 57 日目～小学校就学前	○
	⑳木下の保育園 岩戸北	岩戸北 3-1-19	5761-5870	生後 57 日目～小学校就学前	○

※ 1 藤塚保育園は、都営狛江団地の建替に伴い、移転する可能性があります（時期未定）。

※ 2 令和 8 年度において市立保育園の内、1 園について給食調理業務の委託化を予定しています（対象園未定）。

※ 3 3 歳児クラス終了後に転園を希望する場合は、優先的に利用調整を行います（31 ページ参照）。

認定こども園（2 号・3 号）

	園名	住 所	電 話	受入年齢	延長保育
私立	㉑バイオニアキッズ西野川園	西野川 2-4-15	5761-9234	生後 57 日目～小学校就学前	○

小規模保育事業（地域型保育事業）※ 4

	園名	住 所	電 話	受入年齢	延長保育
私立	㉒さつき家庭保育室	岩戸北 1-15-9	3430-3413	満 6 か月～1 歳児	×
	㉓一の橋赤ちゃんの家	駒井町 1-15-32	5761-9219	生後 57 日目～2 歳児	○
	㉔フレンドキッズランドこまえ	岩戸南 4-22-7	5761-5392	1 歳児及び 2 歳児	○
	㉕狛江すずらん保育園	岩戸北 3-14-23	5761-5743	満 6 か月～2 歳児	○

事業所内保育事業（地域型保育事業）※ 4

	園名	住 所	電 話	受入年齢	延長保育
私立	㉖ヤクルト狛江あいあい保育園	東和泉 1-3-15	3480-4958	1 歳児及び 2 歳児	×

※ 4 地域型保育事業卒園後に転園を希望する場合は、優先的に利用調整を行います（31 ページ参照）。

保育施設・事業の定数（令和８年４月１日現在）（単位：人）

入所クラスは令和８年４月１日時点の年齢におけるクラスとなります。

認可保育園

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
市立	藤塚保育園	3	13	18	20	22	22	98
	駒井保育園	6	18	20	23	24	24	115
	駄倉保育園	12	18	21	23	25	25	124
	三島保育園	6	13	20	21	24	24	108
私立	多摩川保育園※ 1	6 (12)	6 (15)	7 (18)	10 (25)	12 (25)	11 (25)	58 (120)
	狛江保育園	9	12	15	18	18	18	90
	狛江子どもの家	9	12	13	13			47
	虹のひかり保育園	12	18	20	20	20	20	110
	ぎんきよう保育園	5	13	13	13	13	13	70
	東野川保育園みんなの家	3	9	10	12	13	13	60
	ベネッセ狛江南保育園	6	10	12	12	12	12	64
	めぐみの森保育園	9	15	24	24	24	24	120
	いずみ保育園	12	15	17	20	28	28	120
	グローバルキッズ狛江園	6	15	18	20	20	20	99
	アスク岩戸北保育園	6	18	18	18	18	18	96
	狛江ちとせ保育園	12	15	15	16	16	16	90
	駒井町みんなの家	6	10	15	15	15	15	76
	いずみの森保育園	6	16	18	20	20	20	100
	木下の保育園 元和泉	9	15	16	23	23	23	109
	木下の保育園 岩戸北	10	20	20	20	20	20	110

※ 1 多摩川保育園は、毎年申込み状況に応じて、調布市と狛江市がそれぞれの定員数を決定しますので変更となる場合がございます。（ ）内は調布市と狛江市の合計です。調布市民は、調布市に対して申込みしてください。また、狛江市外にお住まいの方（調布市除く）で狛江市への転入予定がない方は、お住いの自治体を経由して狛江市へお申し込みください。

認定こども園

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私立	パイオニアキッズ西野川園	9	15	18	25	25	25	117

※ 3歳～5歳については、1号認定（幼稚園枠）を若干名含みます。

小規模保育事業（地域型保育事業）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私立	さつき家庭保育室	3	12					15
	一の橋赤ちゃんの家	2	8	9				19
	フレンドキッズランドこまえ		9	10				19
	狛江すずらん保育園	3	8	8				19

事業所内保育事業（地域型保育事業）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私立	ヤクルト狛江あいあい保育園	- (3)	5 (8)	5 (8)				10 (19)

※（ ）内は地域型保育事業の定員と従業員利用の定員の合計です。

1 入園の申込みができる方

保育園は、保護者等（父母や同居親族）が働いているなどの理由で、保育が必要な子どもたちのためにあります。毎日一定の時間、家庭の保護者に代わって保育するところで、子どもたちの生活の場でもあります。**「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」等という理由だけでは対象になりません。**

保育園へ入園できる基準（保育の必要性の事由）

保育園へ入園できる子どもは、両親のいずれも（別居の場合は世話をしている方）が次の基準（１）から（９）までのいずれかの事情にある場合です。

- （１）保護者が仕事をしている場合
- （２）離別、死亡、行方不明などの理由により保護者がいない場合
- （３）保護者が出産、病気又は心身に障がいがある場合
- （４）保護者が常時、親族の看護又は介護にあたる場合
- （５）災害の復旧にあたっている場合
- （６）保育施設入園児童の弟妹の育児休業取得のため、入園児童の継続利用が必要な場合
- （７）児童が虐待を受けている又は再び受ける可能性がある場合
- （８）保護者が求職活動・就学をしている場合
- （９）その他の理由で保育にあたれない常態にある場合

入園日の前日までに粕江市に転入予定のない方

年齢と入園日によって入園（転園）申込みの制限があります。

区分	4月1日付け入園	5月1日付け入園以降
0歳児～3歳児クラス	申込みできません	申込みできます
4・5歳児クラス	申込みできます	

育児休業取得中の方

申込み児童や、兄弟姉妹の育児休業取得中は**復職することを条件に申込みが可能**です。復職する月からの入園対象ですが、月の初日に復職する場合はその前月からの入園対象です。

例）4月1日からの入園 → 5月1日までに復職が必要

5月1日からの入園 → 6月1日までに復職が必要

※1日が日曜・祝日等で勤務先が休業日であっても、復職日を繰り下げすることはできません。

下記の要件を満たす必要があります。

①申請時の就労証明書で上記の条件どおり復職予定と確認できること。または、育児休業期間を短縮できる旨が記載されていること。

②入園後に、復職したことがわかる復職証明書を提出すること。

入園後に弟妹の育児休業を取得される場合は、23ページをご覧ください。

クラス年齢について

令和8年度のクラス年齢は、令和8年4月1日時点の年齢により決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

【令和7年度】		【令和8年度】	
クラス年齢	対象生年月日	クラス年齢	対象生年月日
0歳児	R6.4.2～	0歳児	R7.4.2～
1歳児	R5.4.2～R6.4.1	1歳児	R6.4.2～R7.4.1
2歳児	R4.4.2～R5.4.1	2歳児	R5.4.2～R6.4.1
3歳児	R3.4.2～R4.4.1	3歳児	R4.4.2～R5.4.1
4歳児	R2.4.2～R3.4.1	4歳児	R3.4.2～R4.4.1
5歳児	H31.4.2～R2.4.1	5歳児	R2.4.2～R3.4.1

※令和7年4月2日～令和8年4月1日生まれは令和8年度も0歳児クラス

2 提出書類

入園のしおり及び各種証明書は、こまえ子育てねっとからダウンロードすることができます。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

(ホーム> キーワードから探す> 幼稚園・保育園・保育サービス> 令和8年度保育施設入園申込関連書式)

【QRコード】



書類の提出に係る注意事項

- (1) 兄弟姉妹等複数人の申込みを行う場合は、申込む人数分の証明書類が必要となります。郵送・窓口提出する場合はコピーしたものを併せてご用意いただき、お申込みください。
- (2) 締切日間近のご提出・申請の場合や、不足書類が申込受付期間内に揃わなかった場合、点数に反映できない可能性がありますので、ご注意ください。
- (3) 各種証明書類の有効期限は、発行日から3か月以内です。
- (4) その他、必要書類の提出を求める場合があります。

必須書類

- (1) 令和8年度子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所（転園）申込書
- (2) 児童の健康・発達に関する記録表（申込締切月までに申込児童が出生していない場合は省略）
- (3) 令和8年度認可保育所等入園申込チェック表（年度途中申込時には不要）
- (4) 個人番号（マイナンバー）記入用紙（4月1日付けかつ電子申込の場合のみ必要）

必要書類	補足
以下、①及び②の両方をご提出ください。 ①個人番号（マイナンバー）記入用紙（令和8年4月入所申込用） ②代表保護者の本人確認書類の写し (A グループ：1点で良いもの) 個人番号（マイナンバー）カードの両面、運転免許証、旅券（パスポート）、障がい者手帳、在留カードなどの、顔写真のある官公署発行書類 (B グループ：2点必要なもの) 各種保険証、各種年金手帳、各種医療証、生活保護受給者証、顔写真付の社員証・学生証、顔写真付の国又は地方公共団体が発行した資格証明書などの、顔写真の無い官公署発行書類・顔写真の有る民間発行書類	・初めて子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請及び、保育所等入所申込をする場合かつ、電子申請（LoGo フォーム）で申請を行う場合、個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。 ・電子申請の場合、電子フォーム上で先の書類を提出できません。そのため、電子提出の場合に限り必要書類をご提出ください。なお、5月1日付け以降は窓口または郵送申請のみのため、本手続きは不要です。

- (5) 本人確認書類（上述の（4）を提出される方は不要）

必要なもの	補足
(A グループ：1点で良いもの) 個人番号（マイナンバー）カードの両面、運転免許証、旅券（パスポート）、障がい者手帳、在留カードなどの、顔写真のある官公署発行書類	・4月1日付け入所申込において電子申込を行う場合で（4）を提出される場合、その手続きで本人確認書類を提出するため、本手続きは省略します。 ・窓口提出の場合は、必要なものを窓口へご持参ください。その場で本人確認を行います。 ・郵送提出の場合は、必要なものの写しを同封し提出してください。
(B グループ：2点必要なもの) 各種保険証、各種年金手帳、各種医療証、生活保護受給者証、顔写真付の社員証・学生証、顔写真付の国又は地方公共団体が発行した資格証明書などの、顔写真の無い官公署発行書類・顔写真の有る民間発行書類	

(6) 保護者が保育にあたれない状況を証明する書類（下記ア～クが両親ともに必要）

※同一生計の 20 歳以上 65 歳未満の親族（祖父母等）がいる場合は、その方が保育にあたれない状況を証明する書類（ア～クに準ずる）も必要です。

ア	外勤・内職	就労証明書（市指定様式・会社記入）
イ	自営業・親族経営会社勤務	就労証明書（市指定様式・自身で記入） ※いずれかの自営を証明する下記の書類の写しが必要です 1. 直近の確定申告書（電子申告の場合には受付番号が付番された申告書（第 1 表・第 2 表）） 2. 開業届 3. 給与明細（専従者用・直近 3 か月） 4. 契約書（直近 3 か月が範囲内となっているもの） 5. その他（納品書・領収書・メール・通帳の写し等相手先が分かる書類（直近 3 か月の各月 1 点ずつ））
ウ	就労内定	就労証明書（市指定様式・会社記入）
エ	病気や障がいがある	障害者手帳の写し・診断書等 （保育が困難との記載があるもの。詳しくは問い合わせ又は市の様式を使用）
オ	介護にあたっている	介護を証明する書類（介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳等の写し、診断書等）及び 1 週間の介護スケジュールが分かる書類（様式自由）
カ	就学	就学を証明する書類（在学証明書等）及び 1 週間の就学スケジュールが分かる書類（時間割表等、様式自由）
キ	出産予定	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページの写し） ※就労中の方は、出産予定でも就労証明書が必要です。 ※入所可能年齢に達しなかった場合は、入所できず待機となります。 入所可能年齢に到達する利用調整会議で、改めて利用調整を行います。
ク	求職活動	就労確約書（市指定様式・自身で記入） ※ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し等が必要です。

該当する方のみ必要な書類

- (1) 以下の認可外保育サービスを利用して有償託児し、且つ現に保護者に保育の必要性がある方（育児休、求職中、復職予定を除く）。

認可外保育サービス		必要書類	補足
月極的託児	認証保育所（東京都等に届出ている施設に限る。）	▼「受託証明書」 ・市指定様式を施設が記入したもの。 または、以下の①と②。 ①（受託開始日から）契約書の全て ②直近1か月の保育料が支払い済であることが分かる領収書等の写し	・調整指数番号10の加点には、育児休業からの復職が必要です。証明書等の提出により、復職日が確認できた時点以降で直近の利用調整会議から加点になります。 ・過去に利用がある場合も、必要書類を提出してください。 ・廃園・認可移行等の施設状況の変更により、託児先施設への継続通園が困難になる場合も、必要書類をご提出ください。
	家庭福祉員（東京都等に届出ている事業者に限る。）		
	認可外保育施設等（行政自治体に届出ている施設に限る。）		
スポット的託児	ベビーシッター（東京都等に届出ている事業者に限る。）	▼「受託証明書」 ・市指定様式を施設が記入したもの。 または、以下の①と②と③。 ①入所申込日の1か月以上前から託児していることが分かる実績表 ②直近1か月の保育料が支払い済であることが分かる領収書等の写し ③託児を開始した日が分かる資料（利用登録に係る証明書等）	・一時保育（幼稚園を除く）の利用による、調整指数10の加点は以下の場合にのみ適用します。（詳細は30ページ）現に保護者に保育の必要性があり、入所申込日の1か月以上前から利用を開始している場合 ・原則、証明日を含む直近1か月分をご証明ください。ただし、病気療養等のやむを得ない事情により直近1か月の受託日数・時間が通常より少ない場合は、その事情が生じる前の証明で構いません。
	幼稚園を除く一時保育（東京都等に届出ている施設に限る。）		

- (2) 入所希望日までに転入予定の方

必要書類	補足
・物件引き渡し日・転入先住所・契約した保護者名を明記した賃貸借契約書又は売買契約書（写し）等 ・同一生計者全員分の住民票	・狛江市内の祖父母宅に引っ越す等の場合には、「同居予定申立書」（市様式あり）をご提出ください。 ・転入予定者の申込は、入所希望日の前日までに転入されることを条件に申込を受け付けます。利用調整の結果、内定した場合であっても、入所希望日の前日までに転入ができなかった場合は、内定を取り消します。

(3) 令和7年1月1日に狛江市に住民票のない方

必要書類	説明
令和7年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書	令和7年度課税証明書は、令和6年1月1日～令和6年12月31日までの収入によって決まり、令和7年1月1日に住民票を登録していた自治体で取得できます。

(4) 育児休業期間延長を許容できる方（転入予定のない市外住民の方は提出できません）

必要書類	説明
令和8年度入所の審査に関する同意書	同意書を提出された場合、提出されていない児童より利用調整順位を下位にします。ただし、入所申込をした施設に空きが生じ、上位順位に入所希望者がいなかった場合、入所内定を出します。

(5) 保育士資格を有しており、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設又は企業主導型保育事業で、保育士として従事している方（新規入所申請の方のみ）

必要書類	説明
保育士証の写し	就労証明書の内容と併せて拝見します。育児休業中であっても、ご提出ください。

(6) 離婚を前提とした別居中の場合

必要書類	説明
裁判所の呼び出し状等、離婚手続き中であることが分かる書類の写し、または『離婚を前提とした別居中の誓約書』（様式指定あり）	「配偶者が死亡した場合」「離婚が成立した場合」は、書類の提出は不要です。

(7) 同一住所に居住しているが、生計が完全に別の方がいる場合

必要書類	説明
それぞれの世帯の光熱水費（いずれか一つ、直近3か月分。）の領収証の写し	同一住所に居住する同居家族がいる場合は、その同居家族も保育に当たれないことを証明する書類をご提出いただきます。ただし、その同居家族と生計が完全に別であることが証明できる場合は、保育に当たれないことを証明する書類の提出は求めません。

(8) 入所申込時点で申込児童が出生前の場合（4月1日付記入所申込に限る）

必要書類	説明
出産前申込に係る確認書	入所申込時点で申込児童が出生していない場合、複数の条件をご確認いただいた上でお申し込みいただきます。必ず確認書の内容をご確認、ご署名のうえご提出ください。

3 申込みから入園までの流れ

入園申込書や添付書類に基づき、保育の必要性の認定をします。

※ 必要な書類が提出されない場合は、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。

※ 入所日の前日までに狛江市へ転入することを条件に申込された方で入所日の前日までに転入ができなかった場合、内定を取り消します。また、狛江市民として申込を行い内定した方で、入所日の前日までに転出された（狛江市民でなくなった）場合、内定を取り消します。

はじめに：狛江市内にお住まいの方へ

■ 市内の施設の申込み

新年度 4 月 1 日入園については、表紙に記載のとおり、一斉受付を行います。また、年度途中の申込みについては、3 ページの各月の申込受付期間内にお申込みください。

※ 入所希望日（4 月 1 日）までに出産予定で、生後 57 日目からの保育施設を希望する方も同じ受付期間です。

■ 市外の施設の申込み

申込み希望保育施設の所在する自治体（以下「相手自治体」という。）へ、「必要な書類」「提出期限」「申込方法」を確認してください。

・入所希望日の前日までに相手自治体へ転入予定の方

相手自治体の指示に従い申込みを行ってください。狛江市を経由してのお申込みを指定された場合は、申込期日の 1 週間前には、相手自治体が指定する書類を狛江市へご提出ください。

・狛江市から転出予定がない、または入所希望日以降に相手自治体へ転入予定の方

狛江市から相手自治体に対し申込みを行いますので、相手自治体が定める申込期日の 1 週間前には、相手自治体が指定する書類を狛江市へご提出ください。

市外にお住まいの方へ

■ 狛江市へ転入予定がない、または入所希望日以降に狛江市へ転入予定の方

狛江市が指定する様式を、申込日現在で住民票がある自治体へご提出ください。

※ 申込期間内に、住民票がある自治体から狛江市へ書類の提出が間に合うようご提出いただく必要がありますので、期間に余裕をもって書類をご用意ください。

※ 新年度において 0 ～ 3 歳児クラスの方は、新年度 4 月 1 日付けの申込みは受付できません。5 月 1 日付け以降の毎月の申込は受付可能です。

■ 入所希望日までに狛江市へ転入予定の方

「狛江市内にお住まいの方へ」の内、「■ 市内の施設の申込み」と同じようにお申込みください。

※ 狛江市へ転入予定でお申し込みされた方は、狛江市へ転入後すみやかに狛江市役所 3 階の児童育成課へお越しいたき、「令和 8 年度用 保育所等入園申込記載事項変更届」により、住所の変更を届け出てください。

(1) 仮申請※新年度（4月入所のみ。全員必須。）

【受付期間】

4月1日付け入所申込みのみ：令和7年10月15日（水）～令和7年11月21日（金）

【以下の期間システムメンテナンス予定のためシステムの利用を停止します】

令和7年10月21日（火）22:00 ～ 令和7年10月22日（水）5:00

令和7年11月18日（火）22:00 ～ 令和7年11月19日（水）5:00

仮申請



専用フォームにて仮申請番号を取得

◀ 仮申請完了後、送信完了メールが登録いただいたメールアドレスに届きますので、そちらに記載の「仮申請番号」を本申請で使用してください。

※児童ひとりにつき1仮申請が必要です。2人分申込む場合は、2回仮申請してください。

※専用フォームのURLはこまえ子育てねっにも記載しています。

△注意事項△

送信完了後、自動で仮申請していただいた内容をメール通知します。本申請の際に使用する仮申請番号を発行しますので、必ず控えておいてください。

仮申請番号はアルファベット2文字と数字8桁で構成されます。

仮申請番号

アルファベット2文字

A	B	1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

数字8桁

※上記のQRコードから「仮申請フォーム」へアクセスできない場合、は、以下のURLからアクセスしてください。

URL：<https://logoform.jp/f/CedTt>

- 仮申請番号は本申請が済むと受理番号として取り扱いますので大切に保管してください。
- 申込期限までに申込児童が出生していない場合、申込児童の氏名欄は「氏＋出産予定」と記してください。
例：「氏名：狛江 出産予定（カナ：コマエ シュツサンヨテイ）」

仮申請はあくまでも番号を配信するためのものです。以下に記載の本申請まで完了しない場合、令和8年4月1日の入園・転園対象とはなりません。本申請されない場合は、仮申請を行っていても未申請扱いとなります。また、仮申請をされずに申請書類を提出された場合も未申請扱いとなります。パソコンまたはスマートフォンをお持ちでない方は、ご相談ください。

(2) 本申請（申込）

窓口申請

窓口申請（受付）は、申込受付期間の土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時までです。4月1日付けの入所申込の受付期間はしおりの表紙に、5月1日付以降の各月の入所受付期間はしおりの目次にそれぞれ記載しています。

4月1日付け入所申込受付期間に限り、臨時窓口として夜間窓口と日曜窓口を行います。臨時窓口の日付はしおりの表紙をご確認ください。

郵送申請

郵送申請（受付）は、令和8年4月1日付入所申込の場合、11月21日（金）の消印有効です。以下の点にご注意ください。

- ①必ず特定記録郵便を使用してください。
- ②郵送料はご自身で負担してください。
- ③下記の宛て先へご郵送ください。

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号
狛江市 子ども家庭部 児童育成課 保育・幼稚園担当 宛て

令和8年5月1日付入所以降の申込の場合、各月申込受付期間終了日の必着です。上述の注意点の①②にご注意ください。申込受付期間は、目次をご確認ください。

電子申請（令和8年4月1日付入所に限る。）

※取扱に変更が生じた場合、こまえ子育てねっとでお知らせします。

令和8年4月1日付入所の電子申請（受付）は、日本標準時刻 2025 年 11 月 21 日（金）23 時 59 分までにアップロードが完了したもののまでを有効申請として受付いたします。

申込受付期間の後半、特に締切日は電子申請受付サイトが混雑し、アップロードに時間を要しますので、必ず日・時間に余裕を持たせた上で電子申請してください。

【電子申請プラットフォーム（LoGo フォーム）】

ご自宅のパソコンや、スマートフォンからご利用いただくことが可能です。

【添付資料について】

LoGo フォーム上で電子申請を進めると、添付資料（データ形式は PDF のみ可とします）を求める設問が表示されます。予め資料一式をご用意いただいてから、電子申請を開始してください。（あらかじめ資料を揃えてからフォーム入力するようにしてください。）

【以下の期間システムメンテナンス予定のためシステムの利用を停止します】

令和7年11月18日（火）22:00 ～ 令和7年11月19日（水）5:00

保育園申込に係る資料や、電子申請用フォームへは、
＼こまえ子育てねっと＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞令和8年4月認可保育所等入所申込受付のご案内よりアクセスできます。

【電子申請 QR コード】



※右記の QR コードから「本申請（電子申請）フォーム」へアクセスできない場合、は、以下の URL からアクセスしてください。

URL : <https://logoform.jp/f/z6r9h>

4月1日付け入所の本申請をした全ての方へ

▶▶ 新年度4月1日付け入園申込受付期間内の本申請済みの内容の変更について

本申請後、「希望保育園を追加（削除）する」「希望保育園の順位を変更する」「添付資料を追加する」「令和8年度入所の審査に関する同意書の取下」等、既に提出した申請内容の変更を希望する場合は、申込受付期間内に限り・窓口においてのみ、内容変更を承ります。来庁者（保護者に限る）の身分証明書をご持参のうえ、窓口でお手続きください。※電話では受付しかねます。

▶▶ 受け付けた申込書に不備などがあった場合

不備事項を記した書類を申請書に記載の住所地へ送付いたします。個別に指定した期日までに必要書類等の再提出をお願いいたします。

※軽微な不備の場合は、お電話で対応する場合があります。

※申込時点で狛江市外にお住まいの方で、申請時点の居住自治体を經由してお申し込みの方は、原則、居住自治体を經由して不備の連絡をいたします。

▶▶ 新年度4月1日付け入園申込受付終了後に変更可能な手続きについて

（重要）下表に掲げること以外、「利用調整」に影響する変更は認められません。

<手続きの期限>

令和7年12月18日（木）（郵送の場合は必着）

<提出先>

狛江市役所3階 子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当

■新規入園申込みの取下げ
来庁者（保護者に限る）の身分証明書をご持参のうえ、窓口でお手続きください。
■転園申込みの取下げ
来庁者（保護者に限る）の身分証明書をご持参のうえ、窓口でお手続きください。
■希望園の一部削除（※希望園の追加や順番の入れ替えは認めません。）
「令和8年度用 保育所等入園申込記載事項変更届」をご提出ください。（郵送可）
■『令和8年度入所の審査に関する同意書』の追加提出（※取下げは認めません。）
当該様式をご提出ください。（※上記期限必着で郵送可）

（3）利用調整会議

保育所等利用調整基準指数表及び調整指数表により、申込みのあったお子さんの家庭状況等の実情を踏まえて利用調整のための指数を決定します。

その利用調整指数の高い世帯から順に調整し、希望施設に空きがあった場合に内定となります。

家庭状況等に変更があった場合は、利用調整にも影響がありますので、変更があり次第早急に、必ず届け出てください。

(4) 結果通知

下記のとおり、お知らせします。

市外にお住まいの方は、お住まいの自治体（申込受付をした自治体）から結果が届きます。

内定	入園保留
<新年度> 内定通知書を発送します。 ※内定となった場合は、繰り上げ利用調整の対象外となります。 <年度途中> 利用調整会議当日に電話連絡のうえ、内定通知書を発送します。	初回のみ、保育所等入所保留通知書を発送します（以降必要な場合はご相談ください。） 申込書の有効期限は令和9年3月1日付け入園利用調整分までです。その間に希望施設に欠員が出た場合は、利用調整の対象となります。 令和9年度の申込みは別途必要です。

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定・認定証の交付は内定・入所保留通知書と同時期に発送します。

(5) 健康診断・面接

健康診断及び面接を行い、集団保育が可能と認められたときに入園決定となります。

(6) 入園

入園当初は、約7～14日間程度の**慣らし保育期間**があります。慣らし保育は、短時間の保育生活から徐々に時間を伸ばして、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにするものです。お子さんの状況でこの期間が延びる場合があります。**復職日は、慣らし保育期間を考慮してご検討ください。**また、施設によって各家庭で用意・持参するものがあります。

入園後に必要となる書類

- (1) **令和8年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書** ※年度にご注意ください。

令和8年1月1日時点で狛江市に住民票のない方が対象です。

両親分必要です。令和8年7月中旬頃に提出していただく予定です。

※延長保育料免除等の算定のため、同居の祖父母の市区町村民税課税証明書が必要になる場合があります。

- (2) 復職証明書・・・育児休業期間中に入園となった場合は必要です。（4月に入所内定した方には、3月頃に用紙をお送りします。）
- (3) 就労証明書・・・求職期間中及び就労内定期間中に入園となった場合は必要です。

4 保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学始期までの間で必要な期間となります。ただし、以下の場合は実施期間が異なります（期間が限定されます）。

引き続き継続通園を希望される方は、就労証明書等を提出していただく必要があります。

- (1) 求職中の方・・・保育実施開始日から**2か月**以内
- (2) 母親の出産・・・出産予定月及びその前後2か月の合計**5か月**以内
- (3) 就労内定の方・・・保育実施開始日から**1か月**以内

5 保育時間

保育施設は月曜日から土曜日まで（一部、金曜日まで）開所しています（日曜日・祝日・年末年始はお休みです）。お子さんの保育時間は、保護者の通勤時間等の事情を考慮して開園時間の範囲内で決められますので、入園後に施設長にご相談ください。

また、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにする慣らし保育時間があります。

各保育施設の開園時間及び年齢ごとの保育時間は、保育施設により異なります。詳しくは本しおり最終ページ「14 保育施設紹介」のリンクからこまえ子育てねっとをご覧ください。

6 延長保育

通常の開園時間までにお迎えが間に合わない世帯を対象に、1～3時間の延長保育を実施している施設があります。

※延長保育は定員制のため、希望しても利用できない場合がありますのでご了承ください。

(1) 申込み手続きについて

延長保育を希望する場合は、入園とは別に各保育施設で申込みが必要です。

申込みに必要な申請書は、各保育施設にあります。

(2) 延長保育料について

延長保育の利用には、通常の利用者負担額とは別に延長保育料がかかります。延長保育料は幼児教育・保育の無償化の対象外です。市区町村民税非課税世帯の場合は免除又は一部免除制度があります。公立保育園に係る延長保育料は狛江市へ、私立保育園等に係る延長保育料は施設へお支払いいただきますので、必要に応じて狛江市または施設へ支払い方法をご確認ください。

(3) 実施施設の詳細

「補食」はおにぎり程度を表していますが、具体的な献立など食事に関する内容は、直接施設にご確認ください。

各保育施設の延長保育の詳細は保育施設により異なります。詳しくは本しおり最終ページ「14 保育施設紹介」のリンクからこまえ子育てねっとをご覧ください。

7 利用者負担額（保育料）（0～2歳児クラス）

狛江市民の利用者負担額（保育料）は、令和7年9月から無償化（無料）としました。

ただし、狛江市外にお住まいの方が狛江市内の認可保育所等に在籍している場合の利用者負担額（保育料）は、お住まいの自治体が決定いたします。その場合の利用者負担額（保育料）の徴収は、狛江市で行う場合がありますので、必要に応じて個別にお支払い方法をご案内いたします。

（1）利用者負担額等の滞納処分

過去5年以内に申込児の兄弟姉妹の利用者負担額等の滞納がある場合は、滞納分を清算していただくからの新規入園となります。なお、市外保育施設の滞納分も対象となります。清算の方法等につきましてはご相談ください。

入園後に利用者負担額等を滞納すると、保育施設を通じて直接通知することがあります。また、自宅及び勤務先への電話や給与差押え等の滞納処分を行うことがあります。

（2）その他注意事項

狛江市外にお住まいの方で、利用者負担額（保育料）の徴収が発生する方で、毎月1日に保育施設に在籍している場合は、その月分の利用者負担額をお支払いいただきます（利用者負担額は日割り計算いたしませんので、月の途中で退園しても1か月分の利用者負担額をお支払いいただきます。休園される場合も利用者負担額をお支払いいただきます）。

令和7年度及び令和8年度の市区町村民税額の修正や更正をされた場合は、必ず変更後の市区町村民税額が分かる書類の写しを提出してください。利用者負担額が変更になる場合があります。

8 給食費

令和7年8月までは、給食費は利用者負担額の一部として保護者の皆様にご負担いただいておりますが、3歳児クラスから5歳児クラスまでは利用者負担額が無償となるため、給食費のみお支払いただく必要がありました。

令和7年9月から、狛江市民の利用者負担額（保育料）の無償化に合わせて、狛江市民の給食費も無償化（無料）といたしましたので、狛江市民の保護者の皆様のご負担は生じません。

なお、0～2歳児クラスは、給食費を保育料に含めて徴収しており、令和7年9月から利用者負担額（保育料）を無償化（無料）といたしましたので、給食費の負担も生じません。

9 入園後のお願い

(1) 届出について

入園後、保護者やお子さんの状況に変化が生じたときは、すみやかに児童育成課保育・幼稚園担当に届け出てください。

- ① 保育施設を辞めるとき
- ② 市外へ転出するとき（引き続き入園の実施を希望しながら市外転出する場合は、実施機関が変わりますので転出先の役所に必ず届け出てください。）
- ③ 休園するとき（休園は原則 2 か月まで。かつ、市が認める三つの理由（① 児童の疾病又は負傷 ② 里帰り出産 ③ 健康診断等での保育所通園停止勧告）に限り休園が認められます。）
- ④ 保護者が退職や転職したとき
- ⑤ 市内転居・氏名変更・その他出産等家族状況に変化があったとき
- ⑥ 下のお子さんが出生し、育児休業を開始するとき

(2) 育児休業を取得する方へ

上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、出産後、1 年を超える日が属する年度の翌年度の 4 月末までは継続して通園することができます。ただし、育児休業の対象となる児童（下のお子さん）が、認可保育所等の利用調整の結果「保留（待機）」となった場合、保留となる入所希望月の翌月末日まで在籍期間を延長します。また、引き続き「保留（待機）」の状況が継続する場合、育児休業の対象となる児童の出産後 2 年に達する日が属する月の末日までを限度とし延長を可能とします。

◇ 上子在籍中（＝入園後）で、下子の育児休業を開始した時の、上子が通園できる期間			
下子の誕生日	R 6. 4. 2 ～ R 7. 4. 1	R 7. 4. 2 ～ R 8. 4. 1	R 8. 4. 2 ～ R 9. 4. 1
通園可能な期間	R 8. 4. 30 まで (R 8 年度)	R 9. 4. 30 まで (R 9 年度)	R 10. 4. 30 まで (R 10 年度)

出産後、1 年を超える日が属する年度の翌年度に上子が 5 歳児クラスに進級している場合には、上記の限りではありません。

- ※ 1 上のお子さんの入園前に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、入園日の翌月 1 日までに復職する必要があります。
- ※ 2 保育施設入園後に弟妹の育児休業を取得された場合は、短時間認定への切り替え申請が必要です。
- ※ 3 育児休業開始前までに、①子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書、②就労証明書をご提出ください。

こまえ子育てねっとからダウンロードすることができます。

QR コードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞保育短時間への変更申請（育児休業へ入られる方））

【QR コード】



(3) 転園申込みについて

転園を希望する方は、転園申込書を児童育成課保育・幼稚園担当に提出してください。

なお、年度途中の転園は、利用調整において、新規の方の入園が優先になります。また、**転園が内定した場合、内定の辞退はできませんので**、ご注意ください。入園されている保育施設には、その時点で次のお子さんが内定しています。**内定を辞退して元の保育施設に戻ることはできません。**

(4) 継続審査（家庭状況報告書）について

入園後も保育が必要であることを確認するため、毎年 1 回保育要件を確認するための書類を提出していただきます。

※継続審査に必要な書類を提出しない場合や、継続審査の結果、保育の必要性が認定されない場合には、退園となることがあります。

10 その他

(1) 障がい児統合保育について

私立保育園で受け入れが可能かどうかは、お電話や事前の見学などにより、直接各園へご相談ください。

公立保育園では、集団保育が可能であり障がいの程度が中程度以下の児童を対象に、障がい児統合保育を実施しています。障がいや発達等で不安のある場合は、必ず事前にご相談ください。

(2) アレルギー対応について

アレルギーの種類に応じて対応を検討させていただきますのでご相談ください。可能な限り給食対応を行っていますが、重度の食物アレルギーの場合は給食対応ができない場合があります。

(3) 医療的ケアについて

医療的ケア（導尿や吸引など）や医療行為の必要があるお子様の保育施設の利用を希望する場合、通常の申込みの前に医療的ケアの実施可否の検討を行うため、必ず予めご相談ください。令和9年度4月入所を希望する場合には、令和8年6月末までにご相談ください。

【入園申込までの保護者が行う手続きの大まかな流れ】

- ▽市への事前相談・入所希望園への施設見学
- ▽保育施設における医療的ケアの申込み
- ▽医療的ケア実施可否の結果確認
- ▽保育施設の入園申込み
- ▽申込結果の確認

(4) 宗教食について

宗教上の理由により、食べられない食材があるお子さんについては、食べられない食材が入った料理（メニュー）の場合は家庭より弁当を持参していただきます。

(5) 一時預かりについて

保護者の方が、出産・病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、一時的にお子さんをお預かりします。詳しくは、各お問い合わせ先にご連絡ください。

＜実施施設（令和8年4月1日現在）＞ ※粕江市民のみ利用可能です。

	施設名	対象	問い合わせ先
①	駄倉保育園	満2歳から就学前までの健康で集団保育が可能な幼児	一時保育専用ダイヤル 090-3239-9083

	施設名	対象	問い合わせ先
②	虹のひかり保育園	生後 57 日目から 2 歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児	一時保育専用ダイヤル 090-2910-7081
③	めぐみの森保育園	生後 57 日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	一時保育専用ダイヤル 070-5088-3568
④	狛江保育園	当該年度 4 月 1 日時点で満 2 歳から就学前の健康で集団保育が可能な幼児	03-3480-0069
⑤	いずみ保育園	生後 57 日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	03-3480-0598
⑥	東野川保育園みんなの家	生後 57 日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	03-3430-8778
⑦	狛江ちとせ保育園	生後 57 日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	090-6723-1029
⑧	多摩川保育園	生後 6 か月から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	042-483-4667
⑨	認証保育所 2 園	認証保育所では、在籍児童の状況等に応じて一時保育を実施しています。状況によって実施していない場合もありますので、下記「（７）認可外保育施設について」を参照のうえ各施設へ直接お問い合わせください。	
⑩	家庭福祉員宅	生後 57 日目から 3 歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児	子ども家庭支援センター 03-5438-6605
⑪	子ども家庭支援センターたんぽぽ	生後 6 か月就学前までの健康で集団保育が可能な児童	子ども家庭支援センター 一時預かり専用電話 03-5761-9016

※④狛江保育園、⑨認証保育所 2 園、⑩家庭福祉員宅、⑪子ども家庭支援センターたんぽぽの利用に係る資料は児童育成課にて配布しておりませんので、直接施設にお問い合わせください。

（６）こども誰でも通園制度について

子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらず支援を行うため、令和 8 年度より、こども誰でも通園制度の実施を開始予定です。

本制度は、幼稚園や保育所等に在籍していない方を対象とし、月一定時間の利用枠の中で就労要件等を問わず柔軟に利用できる通園制度です。

実施施設・実施時期は、決定次第こまめ子育てねっとや広報こまめ等で公開いたします。

（７）認可外保育施設について

狛江市には、認証保育所等の認可外保育施設があります。申込み方法・空き状況等については、各施設へ直接ご確認ください。狛江市外の認証保育所等の認可外保育施設もご利用可能です。

【認証保育所】

施設名	所在地・電話	定員及び保育年齢	開所時間
木下の保育園狛江	元和泉 1 - 1 - 2 ☎3430-0422	24 名 0 歳～ 2 歳児	月～土 7 : 30～20 : 30

【選考方法】木下の保育園の入園内定の選考は抽選となります。抽選結果のお問合せにつきましては、ご連絡ください。			
一の橋こどもの家	岩戸南 1 - 3 - 1 2 ミラドルーの橋 1 階 ☎3430-7019	36 名 0 歳～5 歳児	月～土 7 : 00～21 : 00
【選考方法】子ども・子育て関連 3 法に基づき、認可保育園入所基準と同様「保育が必要な児童」を優先しています。但し、雇用状況を確認し認証保育の特色でもある 13 時間保育を利用しなければならない勤務者を選考しています。子育て中は常勤が困難な場合があるため、短時間労働も認めています。			

【家庭福祉員（保育ママ）】

保育士等の資格がある方や専門の研修を受けた方が家庭的な環境で保育をする保育サービスです。当保育サービスは、狛江市民のみ利用可能です。

施設名	所在地・電話	定員及び保育年齢	開所時間
柳沢 芳子さん	東和泉 1-26-19 ☎3489-6168	2 名 3 歳未満	月～金 原則として 8 時間 (8 : 30～17 : 30 の間)
白川 佳子さん	駒井町 3-32-17 ☎3488-9323	3 名 3 歳未満	月～金 原則として 8 時間 (8 : 00～17 : 30 の間)

（８）病児保育について

【病児保育のご案内】

子を持つ親にとってお子さんの病気の時が一番困ります。

仕事を休まなくてはならない、看病をしてくれる人がいない…など、どうしても体調が悪いお子さんの面倒が看られない状況が発生してしまいます。

『狛江病児保育室 いっぱのぽっけ』では、そのようなお子さんを医師、看護師、保育士が連携してお預かりします。

▼住所：東和泉 2-3-4 狛江ファミリア 101 号室

▼利用時間：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※利用方法や対象等、その他詳細は「こまえ子育てねっと」（QR コード）をご確認ください。

【QR コード】



【居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成金のご案内】

お子さんが病気で保育園や学校に行けず、保護者が自宅で子どもの看護ができないときに、ご自宅に派遣されたベビーシッターが保護者に代わって子どもを看護する『訪問型』の病児・病後児保育を利用した場合に、その利用料金の一部を市が補助します。

※詳細は「こまえ子育てねっと」（QR コード）をご確認ください。

【QR コード】



1 1 保育所等利用調整基準指数表

実施 基準 番号	類型	細目	状況	基準 指数
1	労働	外勤 在宅勤務 居宅外自営 居宅内自営	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態	20
			週5日以上勤務し、週35時間以上の就労を常態	17
			週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態	14
			週4日以上勤務し、週25時間以上の就労を常態	12
			週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態	10
			週3日以上勤務し、週12時間以上の就労を常態	8
2	内職	内職	週4日以上、日中週30時間以上の就労を常態	10
			週3日以上、日中週12時間以上の就労を常態	8
3	不存在	不存在	死別・離婚・行方不明・拘禁・未婚	25
		別居	離婚を前提とした別居	20
4	出産 疾病 障がい	出産	出産前後の休養のため保育に当たることができない場合	15
		入院	1月以上の入院	25
		居宅内 療養	常時病臥・感染症	25
			精神性の疾病で精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	25
			精神性の疾病で上記以外の程度	18
			上記以外の疾病で安静を要する状態	18
			上記以外の疾病で通院加療を要する状態	15
		障がい	身体障害者手帳2級（内部・聴覚3級）以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳所持、要介護1以上	25
			身体障害者手帳3・4級、要支援	18
			身体障害者手帳5級以下	10
5	介護	居宅外 介護	週5日以上、日中週30時間以上の付添い・居宅外介護	21
			週4日以上、日中週20時間以上の付添い・居宅外介護	15
			週3日以上、日中週12時間以上の付添い・居宅外介護	10
		居宅内 介護	重度心身障害者等の全介護（特別な介護及び医療行為等を要する又は著しい問題行動等のため常時目が離せず、日中全く保育に当たれない場合）	21
			常時観察（知的障がい・精神性疾患・認知症等の見守りを含む。）と介護（食事・排せつ・入浴等）を必要とする場合	15
			上記以外の場合	8
6	災害		火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合（発生から6月以内とする。）	25
7	その他	就学等	日中、学校等への就学又は通所のために保育に当たることができない場合	※①
		求職	求職活動のため、日中外出を常態	5
			上記のほか、市長が明らかに保育を必要と認める場合	※②

備考

- 1 保護者の状況について提出された証明書等から確認し、本表より保育所等利用調整基準指数を求め
る。（基準指数は、保護者それぞれ前ページのどれかひとつにしか当てはまりません。）
- 2 ※①は、外勤の基準指数を準用する。
- 3 ※②は、実施基準番号 1 から 7 までを準用する。
- 4 就労時間には、通勤時間は含まず、休憩時間は含む。
- 5 居宅外自営とは、自営であって、居宅と仕事場の住所が異なる場合をいう。
- 6 居宅内自営とは、居宅において事業に従事していることをいう。ただし、事務所が居宅であっても、就労場
所が居宅外であれば居宅外自営とみなす。
- 7 内職とは、居宅内において賃仕事に従事していることをいう。賃仕事の認定は、就労形態及び収入の実
績を考慮して行う。その収入が生計に占める割合が大きいときは自営と判断する。
- 8 勤務日数及び時間が変則的な場合は、1 月の日数等から平均するなどして 1 週間当たりの日数等を
求める。
- 9 離婚は、家庭裁判所において離婚調停中の場合を含む。
- 10 離婚を前提とした別居は、住民基本台帳法の規定上、児童の保護者がその配偶者と同住所となってい
る場合は、原則として含まない。
- 11 入院とは、1 月以上入院している場合又は入院が決定している場合をいう。ただし、1 月未満でも、他
に児童を保育する手段のない場合を含む。
- 12 精神性の疾病とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支
援医療が適用される程度の症状の場合をいう。
- 13 常時病臥(が)とは、現に常時病床に伏しており、将来もおおむね 1 月以上その状態が継続することが明
らかな場合をいう。
- 14 感染症とは、医師が隔離を必要と認めた疾患をいう。
- 15 安静を要するとは、医師等がおおむね 1 月以上の自宅療養を認めた場合をいう。
- 16 通院加療を要するとは、医師等がおおむね 1 月以上の通院加療及びそれによる日常生活又は社会活
動上の制限が必要と認めた場合をいう。
- 17 要介護 1 以上及び要支援とは、介護保険法に基づく要介護等認定でそれぞれ認定されていることをい
う。認定期間が過ぎているものは含まない。
- 18 居宅外介護とは、入院の付添い（完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合等）及
び通院、施設等への通所の付添い又は同居家族以外の者の介護に 1 日 4 時間、週 3 日以上あたっ
ている場合をいう。ただし、付添い又は介護に対し報酬を得ている場合を除く。
- 19 居宅内介護とは、自宅において同居する家族に対して、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う
場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合を除く。
- 20 学校等とは、学校教育法に定める学校、国、東京都若しくは市町村が設置する職業訓練施設又はこ
れに準ずる技能施設及び就労若しくは事業開始に必要な資格又は技能の習得のための専門学校とす
る。
- 21 前各項に定めるほか、保育の実施基準の解釈については、利用調整会議において審議する。

1 2 調整指数表

調整指数 番号	条件	詳細	調整 指数
1	父母がいない場合又はひとり親世帯で保育を行える同居親族等がいない場合	生活保護世帯	20
2		市民税非課税世帯	18
3		上記以外の場合	15
4	ひとり親世帯で保育を行える同居親族等がいる場合		10
5	生活保護世帯（ひとり親世帯を除く。）		13
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		2
7	同居親族等（20歳以上65歳未満）が無職で、補完的に保育を行える場合（ひとり親世帯を除く。）		-3
8	該当する実施基準番号に応じた理由により、保護者のいずれかが入所希望日時点において単身赴任又は別居している場合（離婚を前提とするもの、家庭内暴力等による別居は除く。）		2
9	市外からの転入（予定）者で、遠距離のため申込児が前住所地の認可保育所、認定こども園（幼稚園枠除く。）又は地域型保育事業施設に通所が困難になった場合		2
10	既に託児を開始している者（育児休業取得中、求職中及び復職予定を除き、託児時間等が週3日以上週12時間以上の場合に限る。）	申込児を認可外保育施設（家庭的保育事業を行う施設を含む。）、一時保育（幼稚園除く。）又はベビーシッター等（東京都等に届け出て運営している施設等に限る。）に有償で託児を開始している場合	3
11		申込児が幼稚園に在園している場合	1
12	調整指数番号9から11まで又は22のいずれかに該当し、廃園・認可移行等の施設の状況の変更により、施設への継続通所が不可能になる場合（退園する月の翌月以降の入所について適用する。）		1
13	申込児が中程度以下の障がいがあり、身体障害者手帳又は療育手帳を有している場合		3
14	申込児が入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		4
15	申込児が調整指数番号10に該当し、入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		1
16	入所の申込時に利用者負担額等の滞納がある場合		-5
17	保護者が疾病又は障がい（実施基準番号1、2、5、6又は7（求職を除く。）に適用する。）を有する場合	身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳所持者又は要介護認定（要支援を含む。）を受けている場合	4
18		東京都が指定する難病又は精神性の疾患である場合	4
19		身体障害者手帳5級以下所持者又は上記以外の通院加療中の疾患があり、保育に著しく負担がかかる場合	2
20	実施基準番号1、2、5又は7がそれぞれ重複しており、就労、介護、就学又は求職の時間が制限されている場合（実施基準番号1及び2は重複とみなさない。）		3
21	保育士資格を有しており、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設又は企業主導型保育事業にて、保育士として従事している場合（実施基準番号1に該当し、かつ、新規入所申請の場合に限る。）		2
22	申込児が調整指数番号10及び21に該当する場合		3
23	就労内定者（入所日の翌月1日までに就業を開始する場合に限る。）		-1
24	就学中の者（実施基準番号7に該当する場合に限る。）		-2
25	入所内定を辞退した者		-3

備考

- ・調整指数は、事実を確認するために必要な書類が提出されない場合、適用しないことがある。
- ・上記以外に児童福祉の観点から特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。
- ・調整指数番号1から16まで、21、22及び25に該当する場合は、世帯の利用調整基準指数を増減させる。
- ・調整指数番号17から20まで、23及び24までに該当する場合は、保護者の利用調整基準指数を増減させる。
- ・調整指数番号1から5までに該当する場合は、いずれかの調整指数を適用する。
- ・調整指数番号10から12までは、各入所申込受付期間の終了日までに該当した場合において、当該入所希望日の調整指数として適用する。
- ・調整指数番号9又は11に該当する場合で14に該当するときは、14を適用する。
- ・調整指数番号10に該当する場合は、14を適用しない。

- ・調整指数番号 10 の一時保育又はベビーシッター等に託児を開始している者のうち、短期的な利用者については、入所申込日の 1 か月以上前から利用している場合にのみ適用する。
- ・調整指数番号 17 から 19 までに該当する場合は、それぞれにおいていずれかの調整指数を適用する。

以下、保護者が保育士として従事している場合の備考

- ・調整指数番号 21 に該当する見込みであっても、入所日時時点で加点要件を満たさなかった場合は、入所を取り消す。
- ・調整指数番号 21 に該当し、かつ各入所申込受付期間の終了日までに就労内定の状態である場合は、23 を適用する。
- ・調整指数番号 10 及び 21 に該当する場合は、22 を適用する。ただし 10、15 及び 21 に該当する場合は全ての指数を適用する。
- ・調整指数番号 14 及び 21 に該当する場合は、全ての指数を適用する。

利用調整の順番

下記の（１）から（７）の順に利用調整を行います。ただし、（１）から（４）は新年度（４月入所）の利用調整にのみ適用いたします。

- （１） 狛江子どもの家に入園している児童（管外受託児童を除く。）が３歳児クラスで終了するにあたって、転園を希望する場合
- （２） 地域型保育事業を利用する児童（事業所内保育事業の従業員枠及び管外受託児童を除く。）が、保育の実施期間が終了するにあたって保育所等への転園を希望する場合
- （３） 市内認可外保育施設の廃止に伴い、施設設置者が発出した当該施設の廃止に関する文書を市において収受した日以前に当該施設の入所を契約していた児童が、廃止予定日以降に認可保育所への入所を希望する場合
- （４） 別の保育所等に兄弟姉妹が入所している児童が当該保育所への転園を希望する場合
- （５） 上記（１）から（４）のいずれにも該当せず、以下（６）または（７）にも該当しない場合
- （６） 「入所の審査に関する同意書」を提出している場合
- （７） 入所希望日までに狛江市への転入予定がない場合

※ 狛江市教育・保育給付の認定に関する規則第３条第８号に該当する家庭の児童については、上記の順番によらず優先的に利用調整を行う場合があります。

同一指数世帯の優先順位

優先段階	条 件
第 1 段階	実施基準番号間の優先順位（３→４→１→５→２→６→７）
第 2 段階	申込児の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が既に希望保育園に入園している世帯
第 3 段階	申込児を認可外保育所その他に有償で託児している期間が長い世帯（認可保育園からの転園を除く。）※期間の開始日は受託開始日と復職日を比べ、新しい日付を採用する
第 4 段階	低所得世帯（市区町村民税額が低い世帯）

13 保育施設・事業の申込みについてよくある質問

Q 1 12月～2月頃までに出産予定ですが、申込みはできますか？（4月入所利用調整）

A 1 申込みは可能です。ただし、令和8年2月3日（火）以前の出生児で、生後57日目以降受入れ可能な保育施設に限り、新年度利用調整会議の対象となります。申込用紙の名前の欄は「出産予定」とし、生年月日は予定日をご記入ください。出産後、狛江市児童育成課保育・幼稚園担当までご連絡ください。実際の出産日が令和8年2月4日（水）以降になった場合、4月入園はできませんので、ご了承ください。

Q 2 令和7年11月21日（金）までに申込みが間に合いませんでした。二次選考の申込みはできますか？（4月入園利用調整）

A 2 二次募集はありません。締め切り後の入園申込みは令和8年5月1日入園以降の入園申込みとなります。目次下部の令和8年度年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧をご覧ください。

Q 3 4月入園を希望しているのですが、窓口で申込みはできますか？

A 3 窓口でもお申込みは可能です。しかし、ご案内するまでにお待ちいただく時間を要する可能性がありますので、申込受付期間・窓口時間をお確かめのうえ、時間や日にちに余裕を持ってお申込みください。なお、FAXやメールでは受け付けていません。

Q 4 利用調整は先着順ですか？何度も相談したり嘆願書を出したりすると有利ですか？

A 4 先着順ではありません。また、相談の回数や嘆願書は利用調整に影響はありません。要件書類、資料のみで利用調整を行い、原則**利用調整指数の高い方から内定します。**

Q 5 希望保育施設の記入欄で、希望順位によって利用調整上有利・不利はありますか？

A 5 希望施設の数や順位によって、有利・不利になることはありません。通える範囲で通いたい順番に記入してください。なお、利用調整は、まず世帯の利用調整指数を決めて、指数の高い世帯から希望しているすべての保育施設の空き状況を見て、空きがある希望順位の高い保育施設から内定をしていく仕組みになっています。

Q 6 育児休業を取得している場合でも入園ができますか？

A 6 育児休業を取得している場合は、原則として入園の対象となりません。ただし、復職する月からの入園ができます。月の初日に復職する場合は、その前月からの入園の申込みができます。なお、復職後には復職証明書を提出していただきます。詳しくは10ページをご参照ください。

Q 7 今仕事を探しているのですが、その場合でも申込みはできますか？

A 7 現在仕事をしていなくても、仕事を探されている場合や子どもを保育施設に預けて働きたい場合は、入園の申込みができます。入園することが決まった場合は、保育施設に入園した日から2か月以内に仕事を始めていただく必要があります。

Q 8 保育施設の見学はできますか？

A 8 保育施設の見学は施設への事前予約が必要です。予約は、「保活ワンストップサービス」または「電話」で受け付けておりますが、施設により方法が異なります。まずは、以下の QR コードからこまえ子育てねっとへアクセスし、保活ワンストップ専用サイトをご確認ください。当サイトに登録が無い施設は、事前に直接保育施設へ連絡し、見学予約をしてください。

また、園庭開放等の機会を利用して保育施設で在園児と一緒に交流を持つこともできますので、ぜひご利用ください。園庭開放日は、こまえ子育てねっとに案内を掲載しておりますので、以下の QR コードからご確認ください。

【「保活ワンストップサービス」QR コード】



QR コードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

(ホーム> 🔍 検索> 保活ワンストップ> 保活ワンストップサービス)

【「園庭開放」QR コード】



QR コードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

(ホーム> キーワードから探す> 幼稚園・保育園・保育サービス> サポート> 保育園園庭開放)

Q 9 第 1 子が保育施設に在籍していますが、第 2 子出産時に育児休業を取得しました。第 1 子は在籍を継続できますか？

A 9 出産後、第 2 子が満 1 歳になる年度の翌年度の 4 月末までは継続して通園することができます。詳しくは、23 ページをご参照ください。

Q 10 入園の申込みをしましたが、入園保留となっていました。翌月以降も申込みが必要ですか？

A 10 入園の申込みは年度内に限り有効です。新年度当初入園で申込んだ方は、その年度中の入園希望については、再申込みは必要ありません。

例えば、令和 8 年度中に入園が保留のままの方が、令和 9 年 4 月以降も入園を希望される場合は、改めて令和 9 年度の申込み必要となります。

ご希望の保育施設に空きが生じた場合は、その都度、利用調整の対象となります。勤務の状況など変更がありましたら、その都度、就労証明書等を提出してください。

1.4 保育施設紹介（別冊）

狛江市内の認可保育施設の基本情報を紹介する資料は、こまえ子育てねっとに掲載しています。

【QRコード】

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。
 （ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞令和8年度保育施設入園申込関連書式）



（掲載イメージ）

The image shows a sample of the childcare facility introduction booklet. It includes a title page for '狛井保育園' (Koiwai Hoshu) and '護国保育園' (Gokoku Hoshu). The pages contain detailed information about the facilities, including contact information, operating hours, and a list of staff members. The layout is organized with clear headings and tables for staff lists.

狛江市役所児童育成課の窓口には、園紹介ファイルを配架しています。各保育園の先生方が作成したもので、こちらでも各保育園での生活の様子をご覧いただくことができますので、保育園の申込の際に参考にしてください。

☆狛江市立保育園電話育児相談と親子保育体験のご案内☆

狛江市立保育園では狛江市在住の方を対象に「電話育児相談」、「親子保育体験」を実施しています。

電話育児相談

経験豊富な保育士が育児に関するご相談をお受けいたします。

親子保育体験

親子で保育園の体験をしませんか。

※令和7年度における詳細は、上記のQRコードからこまえ子育てねっとへアクセスしご確認ください。なお、令和8年度における日程は、令和8年4月以降に掲載いたします。QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞交流・相談＞令和7年度狛江市立保育園電話育児相談と親子保育体験のご案内）

【QRコード】

